**公示送達**

**408\_22**

**【賦課金納付の督促状】土地区画整理組合**

○○都市計画事業○○○○土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十条の規定による賦課金納付の督促状について、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定によ、書類の送付にかえて通知の内容をつぎのとおり公告します。

　　　記

書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名並びに督促金額

住所　○○県○○市○○町○丁目○○

氏名　○○　○○

督促金額　金○○、○○○円

教示

一、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に○○県知事に審査請求するこができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求することができなくなります。（審査請求書の記載事項は行政不服審査法第十九条に規定されています。）

二、この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に○○市○○○○○土地区画整理組合を被告として、通知の取消しの訴えを提訴することができます。なお、六箇月以内であっても、通知の日から一年を経過すると取消しの訴えを提訴することができなくなります。

三、右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に○○市○○○○○土地区画整理組合を被告として、通知の取消しの訴えを提訴することができます。

なお、賦課金納付の督促状については、掲載を省略し、原本につきましては組合事務所に備え置き、その写しを組合掲示板に掲示しております。

令和○○年○○月○○日　**（※①）**

○○県○○市○○町○○○番地○○

○○市○○○○○土地区画整理組合

理事長 ○○　○○

**（※①）**掲載日は、原稿をいただいた後、掲載可能な日をご連絡いたします。

・掲載希望日がある場合はご連絡ください。